

③ 統括会社及び被統括会社の状況等に関する明細書（付表2）

（ 年分）

氏 名

（平成30年分以降用）

統 括 会 社 の 状 況 等									
統 括 会 社 の 名 称		1		株 主 等 の 状 況	名 称	所 在 地	直接間接 の 区 分	発行済株式等 の 保 有 割 合	
本店 事務 所 又は 主たる 所在	国 名 又 は 地 域 名	2			本 人		8	9	%
	所 在 地	3							
主 たる 事 業		4							
事 業 年 度		5	・ ・						
本店所在地国における統括業務に係る固定施設及びその業務に従事する者の有無		6							
株式等の所有を通じた関係を記載した書類の添付		7							
被 統 括 会 社 の 状 況									
被 統 括 会 社 の 名 称		10		株 主 等 の 状 況	名 称 等	所 在 地 等	直接間接 の 区 分	発 行 済 議 決 権 株式等 株式等の 保 有 割 合 保 有 割 合	
本店 事務 所 又は 主たる 所在	国 名 又 は 地 域 名	11			統括会社		18	19	20
	所 在 地	12						%	%
事 業 年 度		13	・ ・						
事 業 内 容		14							
事業に従事する者の有無		15							
統括 業務	業 務 の 内 容	16							
	支 払 対 価	17	(円)						
被 統 括 会 社 の 名 称		21		株 主 等 の 状 況	名 称 等	所 在 地 等	直接間接 の 区 分	発 行 済 議 決 権 株式等 株式等の 保 有 割 合 保 有 割 合	
本店 事務 所 又は 主たる 所在	国 名 又 は 地 域 名	22			統括会社		29	30	31
	所 在 地	23						%	%
事 業 年 度		24	・ ・						
事 業 内 容		25							
事業に従事する者の有無		26							
統括 業務	業 務 の 内 容	27							
	支 払 対 価	28	(円)						
統 括 会 社 に 係 る 事 業 基 準 及 び 非 関 連 者 基 準 の 判 定									
株式等 の 統括 会社 の 保有 の 事業 基準 と する 判定	株式等の期末帳簿価額	32		卸非 売業 関を 主連 たる 者 事業 基と する 統の 括会 社判 定の	卸売業に係る販売取扱金額 又は仕入取扱金額	40			
	(32)のうち被統括会社に係る株式等の期末帳簿価額	33							
	$\frac{(33)}{(32)}$	34	%		(40)のうち非関連者取引に係る販売取扱金額又は仕入取扱金額	41			
	(33)のうち外国法人である被統括会社に係る株式等の期末帳簿価額	35							
	$\frac{(35)}{(33)}$	36	%		(41)のうち外国法人である被統括会社との取引に係る販売取扱金額又は仕入取扱金額	42			
	被統括会社に対して行う統括業務に係る対価の額	37							
	(37)のうち外国法人である被統括会社に対して行う統括業務に係る対価の額	38			$\frac{(41)}{(40)}$	43		%	
$\frac{(38)}{(37)}$	39	%							

統括会社及び被統括会社の状況等に関する明細書（付表２）

- 1 この明細書は、居住者が平成29年改正前の措置法令（以下「平成29年旧措置法令」といいます。）第25条の22第4項《特定外国子会社等の事業の判定等》に規定する統括会社に該当する平成29年改正前の措置法（以下「平成29年旧措置法」といいます。）第40条の4第1項《居住者に係る特定外国子会社等の課税対象金額等の総収入金額算入》に規定する特定外国子会社等の同項に規定する適用対象金額につき同条第3項の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 各欄中金額を記載するものにあつては、「支払対価17」の括弧書及び「支払対価28」の括弧書を除き、統括会社又は被統括会社の会計帳簿の作成に当たり使用している外国通貨表示の金額により記載します。この場合、その通貨の単位を表示してください。
- 3 この明細書には、平成29年改正前の措置法規則第18条の20第3項第4号《居住者に係る特定外国子会社等の課税対象金額等の総収入金額算入の場合の添付書類等》に規定する関係を系統的に図示した書類を添付してください。